

自動車排出ガス対策実施措置報告書

令和 6 年 7 月 3 1 日

香川県知事 殿

報告者
高松市番町一丁目 8 番 1 5 号
高松市
高松市長 大西 秀人

香川県生活環境の保全に関する条例第 106 条第 5 項の規定により、自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置について、次のとおり報告します。

主たる事業所の名称	高松市
主たる事業所の所在地	高松市番町一丁目 8 番 1 5 号
自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置	別紙のとおり
実施した措置の公表予定年月日	令和 6 年 8 月 9 日
実施した措置の公表の方法	高松市ホームページに掲載し、インターネット利用により公表する。
連絡先	担当部署 財政局 財産経営課 自動車管理係 担当者 谷 電話番号 087-839-2255 FAX 番号 087-839-2166 電子メールアドレス zaisankeieika@city.takamatsu.lg.jp

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置

計画の対象期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
本報告の対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

1 事業所ごとの自動車の使用台数

(令和6年3月31日現在)

整理番号	1	2	3	4	合計	
事業所の名称	高松市 財産経営課	高松市 消防局	高松市 下水道部	高松市 病院局		
事業所の所在地	高松市番町一丁目8番15号	高松市番町一丁目8番15号	高松市番町一丁目8番15号	高松市仏生山町甲847-1		
連絡先電話番号	087-839 -2255	087-861 -1550	087-839 -2765	087-813 -2181		
職員数(人)	6,557	518	102	590	7,767	
使用台数(台)	① 普通貨物自動車	17	0	0	0	17
	② 小型貨物自動車	14	0	0	0	14
	③ 大型バス (定員30人以上)	1	0	0	0	1
	④ マイクロバス (定員11人以上30人未満)	11	0	0	1	12
	⑤ 乗用自動車	26	2	0	3	31
	⑥ 特種自動車	27	160	0	2	189
合計台数	96	162	0	6	264	

自動車の使用に伴う二酸化炭素の年間排出量

(令和5年度)

年間の燃料使用量	ガソリン		軽油		都市ガス(CNG)		LPG	
	(kL)	台数	(kL)	台数	(千m ³)	台数	(t)	台数
1 高松市 財産経営課	14.36	44	73.21	48	2.33	4	0	0
2 高松市 消防局	103.39	65	41.52	97	0	0	0	0
3 高松市 下水道部	0	0	0	0	0	0	0	0
4 高松市 病院局	1.61	6	0	0	0	0	0	0
合計 [a]	119.36	115	114.73	145	2.33	4	0	0
二酸化炭素排出係数 [b]	2.322 t-CO ₂ /kL		2.619 t-CO ₂ /kL		2.080 t-CO ₂ /千m ³		3.000 t-CO ₂ /t	
二酸化炭素排出量 [a×b]	277.15 t-CO ₂		300.48 t-CO ₂		4.85 t-CO ₂		0t-CO ₂	
二酸化炭素排出量の合計	582.48 t-CO ₂							

2 低公害車等の導入実績

自動車区分		令和4年度末 時点の台数	令和5年度		令和5年度末 時点の台数
			減少 台数	増加 台数	
総自動車台数 (低公害車等を含む)		266	9	7	264
低公害車等 の台数	① 天然ガス自動車	7	3	0	4
	② 電気自動車	0	0	0	0
	③ ハイブリッド自動車	12	0	1	13
	④ エタノール自動車	0	0	0	0
	⑤ 低燃費かつ低排出ガス認定車	46	0	5	51
	合計 (①～⑤)	65	3	6	68
排出ガス低減装置装着車の台数		0	0	0	0
<<参考>> 軽自動車(二輪除く)の台数 【増加車両は低公害車等とする】		329	3	10	336

3 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項

項目	計画	実績
自動車の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> ● E-mail、メール便の活用により、市内部機関内での公用車の使用頻度削減に努める。 ● 近距離の移動は、徒歩、自転車及び原動機付自動二輪を利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● E-mail、メール便の活用や近距離移動の際の公用自転車利用等について、取り組むべき項目として職員に周知している。
自動車の適正な整備	<ul style="list-style-type: none"> ● タイヤ空気圧の調整、排気ガスの排出状況の点検等の始業前の定期的な整備を行う。 ● 管理責任者を設置し、運転日報をチェックすることにより、点検整備の実施を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転前後の日常点検の職員への周知や、運転日報のチェックにより、点検整備を実施している。
自動車の適正な運転	<ul style="list-style-type: none"> ● 駐車及び長時間の停車時にエンジンを切るアイドリングストップを励行する。 ● 不要な荷物の積載禁止や急発進・急加速の禁止などにより、経済運転に努める。 ● 行先や収集コースを検討し、相乗りの励行や最短距離運行などにより、効率的な運行に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 左記のアイドリングストップ、経済運転、効率的な運行について、取り組むべき項目として職員に周知している。